

山梨県業務改善助成金活用サポート事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、生産性の改善や従業員の賃金引上げに取り組む県内中小企業を支援するため、厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金。以下「国助成金」という。）の額の確定通知を受けた事業者に対し、当該助成金の交付申請に要した経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業事業者」とは、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱（令和4年2月1日付け厚生労働省発基02015号。以下「国助成金交付要綱」という。）第2条に該当する事業者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 山梨県内に事業場があること。
 - (2) 国助成金について、令和6年7月29日以降に山梨労働局に交付申請を行い、令和7年3月31日までに国助成金の交付額確定の通知を受けている事業者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。
- (1) 県税を滞納している者
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (3) 山梨県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中の者
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者
 - (6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者

(補助対象経費及び補助額)

第4条 本補助金の補助対象経費は、国助成金の申請に当たって社会保険労務士に支払った国助成金交付申請手続きに係る報酬に要した経費とする。

- 2 補助金の額は、前項の報酬額の実支出額と100,000円(本補助金上限額)を比較した低い方の額とする。
- 3 前項の規定により算定した補助額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、山梨県業務改善助成金活用サポート事業費補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)により、次の各号に掲げる書類を添えて令和7年3月31日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(第2号様式)
 - (2) 国助成金交付決定通知書の写し(国助成金交付要綱 様式第2号-1)
 - (3) 国助成金交付額確定通知書の写し(国助成金交付要綱 様式第11号)
 - (4) 県税に未納がない旨の証明書
 - (5) 国助成金申請手続きに係る社会保険労務士への報酬金額が確認できる契約書又は請求書の写し、報酬を支払ったことが確認できる領収書等の写し
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助対象事業者は、前項の交付申請書兼実績報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律 第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条第1項の交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定及び額の確定をするものとする。

- 2 知事は、補助金の交付の決定及び額の確定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、山梨県業務改善助成金活用サポート事業費補助金交付決定及び額の確定通知書(第3号様式)により補助対象事業者に通知するものとする。

る。

(補助金の交付方法)

第7条 知事は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、第5条第1項の交付申請書兼実績報告書に指定のある口座に支払うものとする。

(指示及び検査)

第8条 知事は、補助対象事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(交付決定の取消等)

第9条 知事は、次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助対象事業者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助対象事業者が補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。
- (5) 国助成金の取消し又は返還請求があったとき。

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 知事は、第2項の返還を命ずる場合において、納期日までに納付がなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金の納付を併せて命ずるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助対象事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、山梨県業務改善助成金活用サポート事業費補助金に係る消費税等仕入控除額確定報告書(第4号様式)により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(状況報告)

第11条 補助対象事業者は、国助成金交付要綱第12条の状況報告を行った場合、状況報告書の提出日から30日以内に山梨県業務改善助成金活用サポート事業費補助金状況報告書（第5号様式）に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付等)

第12条 補助対象事業者は、補助事業の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 その他この補助金の交付に必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。